

全間連創立 50 周年に向けた会員増強 の結果と表彰について

5. 7. 25(火)全間連 常任理事会

一 会員増強施策の内容

全間連では、昨年 7 月 28 日開催の常任理事会において、次のような事由から「創立 50 周年に向けた会員増強の取組み強化施策」を決定し、各局間連が数値目標の達成に向けて積極的な取組みを展開することとされた。

- ① 消費税は、国税収入の中で最も税収の多い基幹税であり、消費税の会である間税会の果たすべき役割等は、益々、高まってきていること
- ② 新型コロナの影響により、令和 3 年 4 月及び 4 年 4 月現在の会員数が 2 年連続して大幅に減少し、極めて深刻な状況にあること
- ③ 本年は全間連の創立 50 周年を迎える大きな節目の年に当たることから、会員増強の取組みを再度強化することにより、間税会の仲間を増やし、組織の拡大を図り、財務基盤を強化し、間税会の存在感を高め、発信力を強めていくこととする。

(1) 数値目標の設定

本年 4 月 1 日現在の会員数を、昨年 4 月 1 日現在の会員数に対して「20%以上の純増」を図る。

(2) 表彰単位

取組結果に基づき「表彰」や「報奨金」を支給するが、その表彰単位については、局間連の裁量と主体性を重視し、かつ、局間連内の連帯感・協調性等を醸成する観点から、「単会単位」ではなく「局間連単位」とする。

(3) 表彰内容

- ① 報償金の総額は「150 万円以内」とし、支給基準等については本年 4 月以降に「別途検討」する。
- ② 表彰対象局間連に対しては、本年 9 月 20 日の通常総会終了後に開催する「全間連創立 50 周年記念式典」において、全間連会長から表彰状を授与する。
- ③ 報償金及び額代(全間連分を含む。)については、記念式典終了後、指定口座へ振り込むこととする。

(4) 実効性等を確保するための措置

取組みの実効性等を確保する観点から、報奨金を受領した局間連において、「来年 4 月 1 日現在の会員数」が「本年 4 月 1 日現在の会員数」を下回った場合には、減員率に基づき算出した金額を全間連へ返納して貰う場合がある。

なお、「減員率による返納額」については、来年 4 月 1 日現在の会員数を踏まえて「別途検討」する。

二 会員増強の結果と報奨金等の表彰

1 会員増強の結果

令和 4 年度において会員増強に取り組んだ結果、本年 4 月 1 日現在の会員数は 83, 876 名であり、前年度に比べて 101 名の減少となり、数値目標には程遠い結果になるとと

もに、数値目標を達成した局間連はなかった。

しかしながら、各局間連の積極的な取組みの結果、減員数は前二年度に比べて大幅に改善することができた。

(参考)令和5年4月1日現在の会員数の状況

局間連名	会員数/前年度 増減比%	局間連名	会員数/前年度 増減比%	局間連名	会員数/前年度 増減比%
東京	19,155/+1.7	東海	6,942/▲2.4	南九州	2,619/▲2.6
関東信越	18,849/▲1.4	北陸	5,733/▲1.5	沖縄	429/▲3.6
大阪	6/±0	広島	8,461/+2.6		
北海道	4,387/▲1.5	四国	5,528/+3.2		
仙台	3,368/▲2.1	福岡	8,399/▲0.8	合計	83,876/▲0.1

2 表彰・報奨金支給の検討

上記の表からも分かるように数値目標を達成した局間連はなかったことから、昨年の方針に基づき、表彰と報奨金の支給は行わないという考え方もある。

しかしながら、会員増強の状況を見ると、数値目標の「前年度比 20%以上の純増」を実現した単会があることや、創立 50 周年という特殊事情を踏まえて特別に取組みを実施したことに鑑み、次の基準に該当する単会には、その労苦に報いる観点から、報奨金等の支給対象にすることとしたい(別紙「創立 50 周年に向けた会員増強功労表彰者の検討一覧表」を参照)。

(1) 全間連が定めた数値目標である「20%以上の純増」で、かつ、30 名以上の純増を実現した次に記載する 11 単会については、報奨金等の支給対象とする。

- ① 東京局間連～芝・麻布・上野・練馬東・東村山間税会の 5 単会
- ② 東海間連 ～岡崎間税会の 1 単会
- ③ 広島局間連～広島東・広島西・三原間税会の 3 単会
- ④ 四国間連 ～松山・徳島間税会の 2 単会

(注) 当該表彰基準については、全間連が、毎年、実施する組織増強功労者の表彰基準において「最低 30 名以上の純増」を設けていることとのバランスを考慮し、「30 名以上」の足切りを設けることとした。

(2) 全間連が定めた数値目標には達しなかったが、毎年、実施する組織増強功労者の表彰において「30 名以上の純増を実現した間税会」も表彰対象にしていることや、令和 4 年 4 月 1 日現在の単会平均会員数の 20%に相当する人数が 38 名であることを総合的に勘案し、表彰基準に「前年度比 30 名以上の純増を実現した間税会」を追加し、この基準に該当する次に記載する 9 単会についても、報奨金等の支給対象とする(当該基準は、会員数が多い間税会に配慮した措置である)。

- ① 東京局間連 ～北沢・武蔵野・日野・東金間税会の 4 単会
- ② 関東信越間連～大宮・所沢間税会の 2 単会
- ③ 東海間連 ～松阪間税会の 1 単会
- ④ 広島局間連 ～福山間税会の 1 単会
- ⑤ 四国間連 ～高松間税会の 1 単会

(注) 全間連の令和 4 年 4 月 1 日現在の単会当たりの平均会員数 191 名((83,977-大阪 6)

3 支給する報奨金額及び表彰

(1) 支給する報奨金額

支給する報奨金額については、色々な考え方があるが、達成した数値目標別に、一定額を支給する次の案が適当と考えられる(報奨金総額 115 万円)。

①全間連が定めた数値目標を達成した 2(1)に記載した 10 単会には、一律 7 万円を支給する。

②30 名以上の純増を実現した 2(2)に記載した 9 単会には、一律 5 万円を支給する。

(注)報奨金及び額代(3,000 円)は、9 月 20 日の「全間連創立 50 周年記念式典」が終了した後に、指定口座へ振り込むこととする。

(2) 表彰状の授与

創立 50 周年に向けた会員増強功労者に該当する上記の 19 単会については、「全間連創立 50 周年記念式典」において、「創立 50 周年に向けた会員増強功労者」として全間会長から表彰状を授与することとする。

なお、毎年、通常総会の席上において実施する「令和 4 年度の組織増強功労者表彰」については、その表彰基準に該当する間税会が、全て上述の「創立 50 周年に向けた会員増強功労者」に該当し表彰されることから、今回は実施しないこととする(通常総会の席上では、「税の標語」募集推進功労者表彰のみとする)。

(留意事項)

報奨金を受領した間税会においては、「来年 4 月 1 日現在の会員数」が「本年 4 月 1 日現在の会員数」を下回った場合には、減員率に基づき算出した金額を全間連へ返納して貰う場合があるので、その点を十分に留意され、引き続き、会員増強に努めて頂きたい。

なお、返納の是非を含め「減員率による返納額」については、来年 4 月 1 日現在の会員数に基づき「別途検討」し、常任理事会等に諮り承認が得られた案で対応することとする。

創立 50 周年に向けた会員増強功労者名簿

(東京国税局間税会連合会)

芝 間税会 殿

麻 布 間税会 殿

上 野 間税会 殿

北 沢 間税会 殿

練馬東 間税会 殿

(広島国税局間税会連合会)

広島東 間税会 殿

広島西 間税会 殿

三 原 間税会 殿

福 山 間税会 殿

(四国間税会連合会)

日 野 間税会 殿

高 松 間税会 殿

東村山 間税会 殿

松 山 間税会 殿

武蔵野 間税会 殿

徳 島 間税会 殿

東 金 間税会 殿

(関東信越間税会連合会)

大 宮 間税会 殿

所 沢 間税会 殿

(東海間税会連合会)

岡 崎 間税会 殿

松 阪 間税会 殿

(別紙)

創立50周年に向けた会員増強功労表彰者の検討一覧表

数値目標である「前年度比20%の純増」を実現した間税会等は、次のとおりである。

功労表彰者該当間税会

局間連名	前年度比20%以上の純増を実現した間税会				前年度比30名以上の純増を実現した間税会			
	間税会名	増員数	増員率	毎年表彰基準 該当区分	間税会名	増員数	増員率	毎年表彰基準 該当区分
東京		名	%			名	%	
	芝	101	29	A	北沢	40	13	-
	麻布	51	20	A	武蔵野	97	6	A
	上野	33	32	B	日野	31	17	-
	練馬東	38	21	-	東金	42	10	-
	東村山	47	34	B				
関東信越				大宮	150	15	A	
				所沢	41	6	-	
大阪								
北海道								
仙台								
東海	刈谷	7	22	-	松阪	44	6	-
	岡崎	58	22	A				
	多治見	9	38	-				
北陸								
広島	広島東	73	21	A	福山	66	12	A
	広島西	83	27	A				
	三原	37	59	B				
	児島	10	20	-				
四国	松山	89	22	A	高松	36	8	-
	宇和島	27	29	-				
	徳島	71	32	A				
福岡								
南九州	佐伯	13	26	-				
	竹田	10	29	-				
	日南	8	25	-				
沖縄								
計	表彰対象間税会数11単会				表彰対象間税会数9単会			

(参考)

- 「毎年表彰基準該当区分」欄は、毎年、実施する組織増強功労表彰者の基準である「1年間で50名以上の純増を実現した間税会」をAと表示し、「前年度比30%以上かつ30名以上の純増を実現した間税会」をBと表示した。
- 「前年度比30名以上の純増を実現した間税会」欄に掲載する間税会は、増員率が20%未満の間税会であるが、毎年、組織増強功労者として最低30名以上の会員増を実現した間税会を表彰対象にしていることに鑑み、表彰基準に「前年度比30名以上の純増を実現した間税会」を追加し、該当する間税会を掲載した。